

## 第4章 災害予防計画

災害予防があらゆる防災の根幹をなし、災害発生を未然に防止する重要な事前措置ということから、町及び防災関係機関が相互に協力し、災害予防に必要な警戒区域の設定や、防災訓練の実施、防災思想の普及啓発のほか、災害時要援護者に対する対策の整備を行い、災害予防対策の的確な対応を図るものとする。

### 第1節 災害危険区域及び整備計画

災害が予想される災害危険区域及びその整備計画については、次のとおりである。

なお、気象注意報等が発表された場合には、危険区域を計画巡視するとともに、住民等に広報を実施し注意を呼びかけるものとする。また、気象警報等が発表された場合には、地域住民に避難の指示等を迅速に実施し、地域住民の安全の確保を図るものとする。

また、町は平常時より地域住民に対し、避難場所や避難経路、水防等の危険な前ぶれなどについて広報等を通じ周知徹底に努めるものとする。

- 1 水防区域及び整備計画  
別表1のとおりである
- 2 地すべり危険区域及び整備計画  
別表2のとおりである。
- 3 急傾斜地崩壊危険区域及び整備計画  
別表3のとおりである。
- 4 土石流危険溪流及び整備計画  
別表4のとおりである。
- 5 高波・高潮、津波等危険区域及び整備計画  
別表5のとおりである



































## 第2節 雪害対策計画

異常降雪等により予想される大雪、暴風雪等の災害に対処するために、迅速且つ的確な除雪を実施し、交通の確保を図る等必要な事項は、本計画の定めるところによる。

## 1 除雪路線の実施分担

除雪路線は、次の区分により実施分担する。

- (1) 国道路線の除雪は、北海道開発局(留萌開発建設部)が行う。
- (2) 道道路線の除雪は、留萌振興局(留萌建設管理部)が行う。
- (3) 町道路線については、町が行う。その内容は、特に交通確保を必要とする主要道路について優先的に実施するものとし、雪害時に対処するため民間機械の導入等あらかじめ即応体制を整えておくものとする。

## 除雪作業基準

## ①国道路線(留萌開発建設部)

種類	除雪目標
第1種	昼夜の別なく除雪を実施し、常時交通を確保する。
第2種	2車線確保を原則として、夜間除雪は通常行わない。
第3種	1車線確保を原則とし、必要な避難場所を設ける。夜間除雪は行わない。

## ②道道路線(留萌建設管理部)

種類	標準交通量	除雪目標
第1種	1000台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。 異常降雪時においては、極力2車線を確保する。
第2種	300~1,000台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 異常降雪時には、極力1車線以上の確保を図る。
第3種	300台/日以下	2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては1車線(4.0m)幅員で待機場所を設ける。 異常降雪時においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。

## ③町道(小平町生活環境課)

1車線確保を原則とし、夜間除雪は行わない。

## 2 異常降雪時における除(排)雪

異常降雪時においては、交通量、消防対策等を十分に考慮し、関係機関の除(排)雪計画に基づいて主要幹線より順次除(排)雪を実施するものとする。

## 3 通信施設の雪害対策

通信施設の雪害防止については、電話回線故障の復旧の迅速化を図るため、東日本電信電話株式会社北海道支店は、施設の改善、応急対策の強化等を図るものとする。

#### 4 電力施設の雪害防止対策

電力施設の雪害防止のため、北海道電力(株)留萌営業所は、地元委託業者と連携し、送電線の冠雪、着氷雪対策を樹立し、必要に応じて特別巡視等を行うものとする。

#### 5 積雪時における消防対策

- (1) 町は、除雪計画路線のほか住宅密集地の道路について、常に消防車の運行に支障のないよう除雪を行うよう努めるものとする。
- (2) 消防水利については、消防署(団)員により常に除雪を行い、消防活動に支障のないようにするものとする。
- (3) 積雪により消防車の出動が困難となる地域については、予防査察等を重点的に実施するものとする。

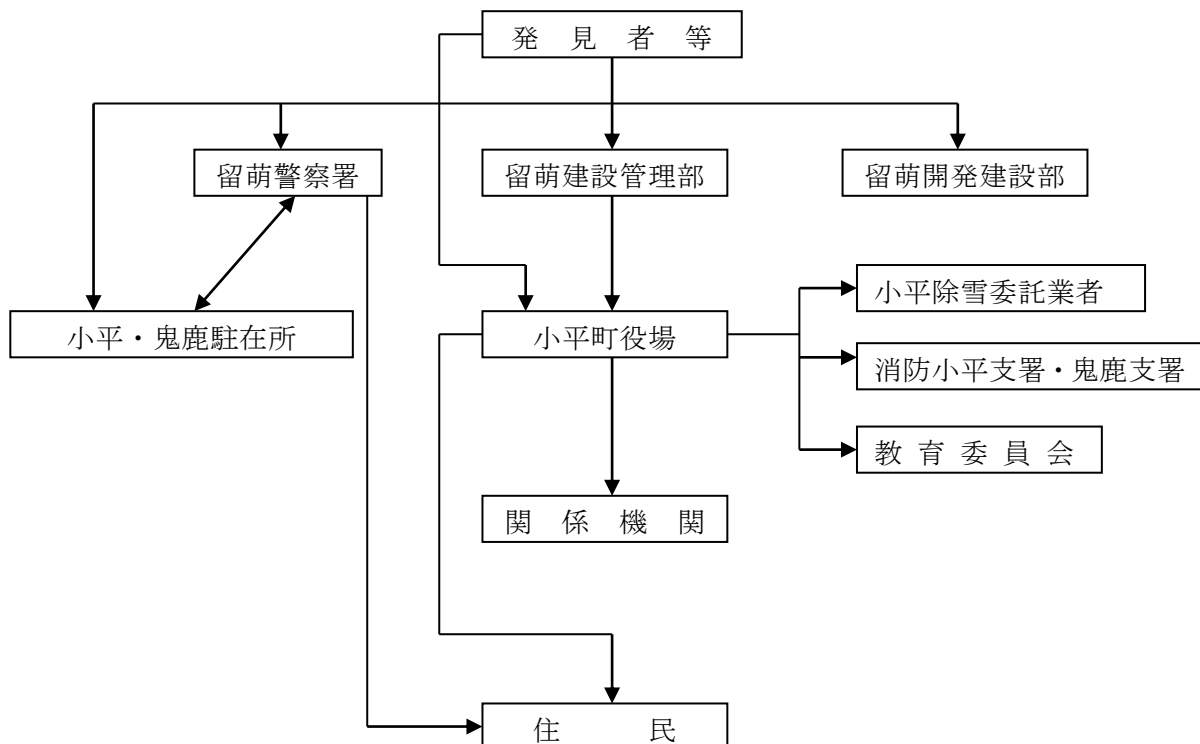
#### 6 なだれ防止対策

各関係機関は、それぞれの所轄道路の保全及び交通安全を確保するため、なだれ発生予想箇所に防止柵の施設を行い、また、表示板等により住民への周知を図る対策を講ずるものとする。

#### 7 警戒体制

各関係機関は、旭川地方気象台の発表する予報、注意報、警報及び情報並びに現地情報等を勘案し、必要と認める場合には、それぞれ警戒体制に入るものとする。

雪害情報の連絡系統図



## 第3節 融雪災害予防計画

融雪期において災害が発生すると予想される場合の予防対策及び応急対策は、本章第5節水防計画に定めるほか、次によるものとする。

**1 実施責任者**

本部長(建設部)が行うものとする。

**2 気象情報及び積雪状況の把握**

- (1) 運営部運営班は、関係機関の水防警報により、地域内の融雪状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。
- (2) 融雪状況に応じ、河川水位についての的確な情報の収集に努めるものとする。

**3 水防区域等の警戒**

水防区域等及びなだれ、地すべり、がけ崩れ等の懸念のある地域、箇所を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずるものとする。

- (1) 町(建設部)及び消防支署は、住民の協力を得て、既往の被害箇所その他水害危険区域を中心に巡視警戒を行うものとする。
- (2) 町(建設部土木班)は、関係機関と密接な連絡をとり、危険区域の水防作業及び避難救出方法等を事前に検討しておくものとする。
- (3) 町(建設部)は、なだれ、積雪、捨雪及び結氷等により、河道、導水等が著しく狭められ、被害発生が予想される場合、融雪出水前に、河道、導水路内の除雪、結氷の破砕等を行い、流下能力の確保を図るものとする。

**4 道路の除雪等**

道路管理者は、なだれ、積雪、結氷等により、道路交通が阻害されるおそれのあるときは、道路の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努めるとともに、雨水桝周辺の砕氷、除雪等を行い、排水の確保に努め、道路の効率的な活用を図るものとする。

**5 水防資機材の整備・点検**

町長及び河川管理者は、水防活動を迅速かつ効率的にするため、融雪出水前に水防資機材の整備点検を行うとともに、関係機関及び資機材手持ち業者とも十分な打ち合わせを行い、資機材の効率的な活用を図るものとする。

**6 住民に対する水防思想の普及徹底**

町長及び河川管理者は、融雪出水に際し、住民の十分な協力が得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ水防思想の普及徹底に努めるものとする。

## 第4節 土砂災害対策計画

地すべり、急傾斜地崩壊(がけ崩れ)、土石流等の土砂災害から住民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめるための予防対策は、次のとおりである。

## 1 現況

本町における危険区域は、「本章 第1節 災害危険区域及び整備計画」に定めるとおりである。

## 2 予防対策

## (1) 地すべり災害、急傾斜地崩壊(がけ崩れ)災害対策

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害及び急傾斜地崩壊(がけ崩れ)災害が発生する傾向にあり、ひとたびこれらの災害が発生すると多くの住家、公共施設等に被害が発生し、また、山地の崩壊による土石流災害の発生にもつながるため、国、道、及び町は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

## ① 北海道

急傾斜地崩壊防止工事の実施を推進するとともに、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずるものとする。

急傾斜地崩壊危険区域を指定したときは、当該区域内にこれを表示する標識を設置するものとする。

## ② 町

(ア) 急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所について、当該区域のがけ崩れ災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるものとする。

(イ) 町の所轄する区域の保全及び安全を確保するため、必要に応じ防止柵の設置等を行うとともに、付近住民に対しては危険箇所及び急傾斜地等の異常(亀裂、湧水、噴水、濁り水)等の早期発見と通報協力について周知する。

## ③ 国(農林水産大臣)または道

森林法に基づき、森林の造成若しくは維持に必要な事業を行い、山腹の崩壊等を防止するとともに、施設点検を実施し、必要に応じ適切な処理を講ずるものとする。

## (2) 土石流災害対策

## ① 留萌南部森林管理署

(ア) 土石流危険溪流に係る直轄の砂防及び治山施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。

(イ) 砂防、治山事業を実施する場合は、請負業者に対し、工事中の安全確保のため土石流に対する警戒避難体制について指導するものとする。

## ② 北海道

(ア) 治山工事及び砂防工事の推進をはじめ、砂防法に基づく砂防指定や森林法に基づく保安林指定の促進を図るとともに、土石流の発生を助長するような行為を制限するなど、土石流対策を推進するものとする。

また、治山、砂防施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。

(イ) 町に対し危険溪流に関する資料を提供し、住民への危険溪流に関する資料の提供等について指導する。

(ウ) 砂防及び治山事業を実施する場合は、請負業者に対して、工事中の安全確保のため、土石流に対する警戒避難体制について指導する。

③ 町

土石流危険溪流の周知に努めるものとする。

3 警戒体制

町長(建設部)は、異常降雨等により土砂災害が予想される場合は、当該危険区域の巡視を行い、その警戒にあたるものとする。

警戒にあたっては、次の事項に注意するものとする。

- ① 表層の状況
- ② 地表水の状況
- ③ 湧水の状況
- ④ 亀裂の状況
- ⑤ 樹木等の傾倒状況

4 避難及び救助

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、「第5章 第3節 避難救出計画」の定めにより、当該地域住民に警告し、避難のため立退きを勧告又は指示するとともに、関係機関に通知し、避難誘導等の協力を得るものとする。

### 第5節 水防計画

本町の水防に関する計画は「小平町水防計画」による。

### 第6節 津波避難計画

本町の津波避難に関する計画は「小平町津波避難計画」による。

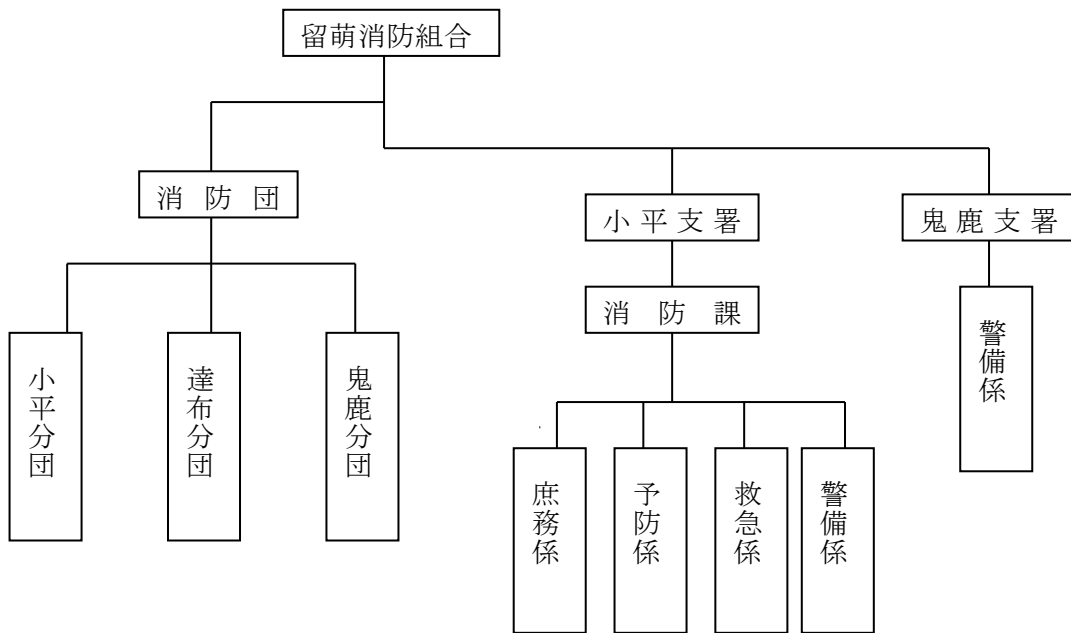
第6節 消防計画

この計画は、火災の発生、または火災が発生するおそれがある場合、消防機関が十分に機能を発揮し、地域住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、被害の軽減を図るために必要な事項を定めるものとする。

1 組織及び消防職(団)員の配置

(1) 留萌消防組合

① 組織



(2) 消防職員の配置

階級別 所属別	消防監	司令長	司令	司令補	士長	副士長	消防士	計
小平支署			3	4	1	1	4	13
鬼鹿支署			2		2			4

(3) 消防団員の配置と管轄区域

区分		定員	管轄区域
団・分団名			
団本部		3人	小平町の全域
小平分団	小平班	46人	字小平町、字花岡、字大楸の全域
	臼谷班		字臼谷、字豊平の全域
	本郷班		字本郷、字富里、字平和、字沖内、字桑園、字菊岡 字豊岡、字岐富の全域
達布分団	達布班	29人	字達布、字滝下、字川上の全域
	寧楽班		字寧楽、字住吉の全域
鬼鹿分団		27人	字鬼鹿富岡、字鬼鹿秀浦、字鬼鹿広富、字鬼鹿港町 字鬼鹿田代、字鬼鹿元浜、字鬼鹿千松、字鬼鹿豊浜 の全域
合計		105人	

2 消防施設の状況

車 輜

(平成16年10月31日現在)

	自動車ポンプ車	ポンプ車のうちタンク車	小型動力ポンプ積載車	小型動力ポンプ	水槽車
小平支署	2	2		3	1
小平分団			3	3	
達布分団			2	2	
小 計	2台	2台	5台	8台	1台
鬼鹿支署	1	1		2	1
鬼鹿分団			1	1	
小 計					
合計	3台	3台	6台	11台	2台



## 消防水利

(平成16年10月31日現在)

小平支署管轄	消火栓	防火水槽 ※ ( ) は基準外の数	井戸式水槽
小平地区	14	17 (3)	1
白谷地区	2	7 (2)	
大楸地区	1		
本郷地区	5	3	
富里地区	2	1 (1)	
沖内地区	2	1 (1)	
平和地区	2		
寧楽地区	5	1	
住吉地区	3	1 (1)	
達布地区	11	15 (9)	
滝下地区		1	
小 計	47基	47基 (17基)	1基
鬼鹿支署管轄	消火栓	防火水槽 ※ ( ) は基準外の数	井戸式水槽
秀浦地区		1 (1)	
広富地区	3		
港町1区	3	3 (1)	
港町2区	3	2	
港町3区	5	2	
田代地区	2	3	
元浜地区	1		
千松地区		1	
豊浜地区	1	1	
小 計	18基	13基 (2基)	
合 計	65基	60基 (19基)	1基

備考 ※消防水利（防火水槽）の基準について

基準～40トン（以上）

基準外～40トン未満

### 3 火災予防計画

火災予防のため、次に定める計画を実施し、目的完遂のため一層の推進を図るものとする。

#### (1) 予防査察

火災予防査察計画に基づく防火対象物、危険物貯蔵所等に対する立入検査は、一般対象物、指定対象物、特殊対象物、独居老人宅、危険物施設等の位置構造、消防設備等について実施して、火災の未然防止と焼死事故の絶滅を図る。

ア 一般査察 査察計画に基づき、一般対象物の火災予防のために行う。

イ 随時査察 各種の申請及び届出並びに工事の完了又は行程中のほか、火災予防上必要と認められた時に行う。

ウ 特別査察 火災多発期、異常乾燥期、歳末のほか、消防長が火災予防上必要と認められたときに行う。

#### (2) 諸行事による防災思想の普及

出火の未然防止及び防止思想の普及徹底を図るため、火災予防運動を年2回実施し、次の諸行事により防火思想の普及を図る。

ア サイレンの吹鳴

イ 立看板・ポスター等の掲示

ウ 防火チラシの配布

エ 町広報誌、新聞等へ広報記事の登載

オ 消防車・広報車による巡回広報

カ 防火講習会・防火映画会の開催

キ 防火相談の開催

#### (3) 民間防火組織による防火思想の普及

婦人防火クラブ、少年消防クラブ等の防火組織の育成及び指導並びに地域の自衛消防組織の結成促進を図り、積極的に防火思想の普及拡大に努めるものとする。

### 4 火災警報及び伝達計画

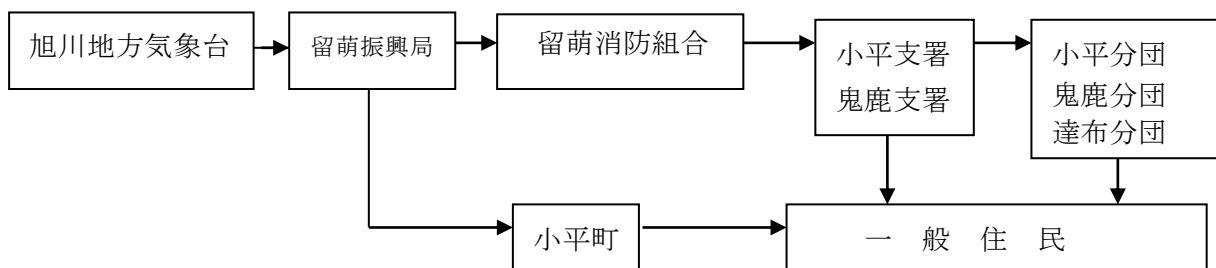
#### (1) 火災気象通報

町長は、消防法第22条第1項の規定に基づき旭川地方気象台が火災気象通報を行った場合又は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令することができる。

##### ア 火災気象通報基準

実効湿度が60%以下で最小湿度30%以下の場合、若しくは平均風速が陸上で13m/s以上を予想する場合とする。なお、平均風速が陸上で13m/s以上を予測する場合であっても、降水及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

##### イ 火災気象通報伝達系統図



#### (2) 火災警報発令条件

ア 海岸部において、実効湿度75%以下にして、最少湿度50%以下となり、平均風速5

m/s 以上となる見込みのとき。

平均風速 8 m/s 以上のとき又は 8 m/s となる見込みのとき。

イ 内陸部において、実効湿度 70%以下にして、最少湿度 45%以下となり、平均風速 5 m/s 以上となる見込みのとき。

平均風速 7 m/s 以上のとき又は 7 m/s となる見込みのとき。

(3) 火災警報発令の広報

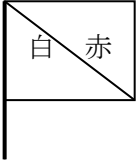
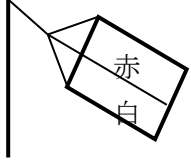
火災警報を発令したときは、町長は別表 1 の消防法施行規則第 34 条の規定による消防信号により一般住民に周知徹底を図るとともに、関係機関及び報道機関に連絡しなければならない。

(4) 解除

町長は、気象の状況が火災予防上危険がないと認めるときは、速やかに火災警報を解除するとともに、関係機関等に連絡するものとする。

別表1

消防信号（消防法施行規則第34条の規定による消防信号）

	種別	サイレン信号等	その他の信号
火災信号	近火信号 署から800m以内のとき	約3秒 ● — ● — ● — 約2秒（短声連点）	
	出場信号 署所団出場区域内	約5秒 ● — ● — ● —	
	応援信号 署所団特命応援出のとき	約6秒	
	報知信号 出場区域外の火災を認知したとき	● ● ● ● ● 1点 打鐘	
	鎮火信号	● ● — ● ● ● — ● 1点と2点 斑打	
山林火災信号	出場信号 署所団出場区域内	約10秒 ● — ● — ● —	
	応援信号 署所団特命応援出場のとき	約2秒	
火災警報信号	火災警報発令信号	約30秒 ● — ● — 約6秒	<p>掲示板</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">火災警報発令中</div> <p>赤地に白字形状及び大きさは適宜とする。</p> <p>吹流し</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>旗</p>  </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div>
	火災警報解除信号	約10秒 ● — ● — 約3秒	約1分 口頭伝達、掲示板の撤去、吹流し及び旗の降下
演習招集信号	演習招集信号	約15秒 ● — ● — 約6秒	

備考

- 1 火災警報発令信号及び火災警報解除信号は、それぞれ1種又は2種以上を併用することができる。
- 2 信号継続時間は、適宜とする。
- 3 消防職員又は消防団員の非常招集を行うときは、近火信号を用いることができる。

5 招集計画

消防長は、火災及びその他の災害が発生し、または発生するおそれがあるとき、その他警戒警備等のために必要があるときは、消防職員及び消防団員の招集を行う。

(1) 招集の区分

1号招集	○消防職員及び消防団員の全部を招集する場合 サイレン吹鳴のほかに電話等により招集する
2号招集	○消防職員及び消防団員の一部を招集する場合 電話等のほかサイレン吹鳴(一部)により招集する

(2) 参集の指定

消防職員及び消防団員は、(1)の招集を受けたとき、または火災等のあることを認知したときは、あらかじめ指定された支署・分団詰所に速やかに参集するものとする。

6 出動計画

消防隊の出動は、火災出動・警戒出動・救助出動・水防出動及び応援出動とし、地域の特殊性、防火対象物の種類または異常気象時を考慮し、あらかじめ出動計画をたて、消防団の出動並びに運用の適正を図るものとする。

(1) 火災出動

火災を覚知したとき。ただし、状況により消防支署・消防団で十分であると判断したときは、この出動を縮小できる。

(2) 警戒出動

警戒出動は、火災と紛らわしい事態を発見または受報したときに、消防支署長の指令により消防隊及び現場に近い署所が出動する。

(3) 救助出動

救助出動は、火災その他の災害により、人命の救出、救助を要するときに、消防支署長及び消防団長の指令によって救助隊を編成し出動する。

(4) 水防活動

水防出動は、台風または集中豪雨により、水害の発生または発生が予想される場合消防支署長の指令によって署(団)員が出動する。

7 相互応援計画

町内で発生した火災を鎮圧するため、隣接市町村からの応援を必要とするときは、北海道広域消防相互応援協定(平成3年締結)に基づき出動要請をするものとする。

また、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、道内及び全国の消防機関より迅速に応援体制が図られるよう、次により効果的な運用及び活用を図るものとする。

- (1) 北海道広域消防相互応援協定(平成3年4月1日施行)
- (2) 北海道消防ヘリコプター応援協定(平成8年7月1日施行)

(3) 緊急消防援助隊要綱(平成12年12月25日施行)

8 救急・救助計画

各種災害による救助・救急を必要とする傷病者を安全な場所へ救出し、応急措置を実施し、さらに迅速的確に医療機関に搬送するためのものである。

(1) 救急、救助活動の原則

人命救助活動は、あらゆる災害による人命危険から救出することであり、他の警防活動に最優先して実施されるものである。

(2) 出 動

出動に関する計画は、留萌消防組合消防計画における救急、救助活動組織計画の編成により、災害の規模、状況、場所等を判断し、これに対応する。

所要人員、車両等を勘案し、最も効果的に出動するものとし、関係機関は相互に協力して業務遂行を図るものとする。

(3) 医療機関との協力体制

地域医療機関と密接な連絡をとり、緊密な協力体制を確立し、傷病者の生命維持及び身体の安全のため、迅速な対応を図るものとする。

(4) 応急救護所の設置（要請）

大規模災害（集団災害事故等を含む）等により、現場応急措置を必要とする者が多数発生し、各医療機関が傷病者の収容が不能となったとき、又は救急、救助活動に支障が生じたときは、災害対策本部の設営に協力し、本部が設営されたときはそのもとに活動するものとし、応急救護所の開設を要請するものとする。

(5) 救助用資機材の調達

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令第2条に定める救助用資機材を確保するとともに、不足資機材については、保有事業所等の把握及び調達計画を確立しておくものとする。

9 教育訓練

消防職、団員は地域住民の生命身体及び財産を災害から保護することを任務としていることから、消防活動を適切に行うために十分な教育訓練を実施する必要がある。

(1) 教 育

ア 学校教養

消防職、団員の学校教養は、消防大学学校教育訓練計画及び北海道消防学校年度別教育訓練計画によるものとする。

イ 一般教養

一般教養は、職務上監督的立場にあるものが、常時部下の統率指導を通じて講習、研究会、実務研修、機関紙等資料配布及び消防関係法令の改正、演習訓練等の教育を行う。

(2) 訓 練

ア 火災防ぎょ訓練

消防隊が火災現場において、住民の生命、身体、財産等を保護するために積極的にこれらの危険を排除するために行う人命救助、消火、延焼防止、排煙、避難誘導等の訓練をする。

イ 水災防ぎょ訓練

水災防ぎょ訓練は、水害を軽減するための応急措置、すなわち洪水の場合における警

戒及び破壊越水の場合の水災を想定し訓練する。

ウ 救急、救助訓練

災害があれば必ず人命の危険が潜在している。これらを排除することは、消防機関の使命であり、火煙の中で要救助者の有無を確かめる人命検索、あるいは救急隊員によって傷病者を搬送するものがあるが、救急、救助とも災害防ぎよ前また災害防ぎよ活動と並行して行動しなければならないので、各種の災害を想定し地域の実情にあった訓練をする。

エ 総合防災訓練

消防機関は、地域社会における防災機関の中核としての活動が大きく望まれていることから、その立場を自覚し、地域防災計画に基づく総合防災訓練等に進んで参加し、精神面の養成、技術面の練磨を図るものとする。

10 その他

この節に定めるもののほか、消防計画について必要な事項は、留萌消防組合消防計画の定めるところによる。

## 第7節 防災訓練計画

災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、防災に関する知識及び技能の向上と、住民に対する防災知識の普及、啓発を図ることを目的とした防災訓練計画は、本計画の定めるところとする。

## 1 防災訓練の実施機関

訓練は、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長及びその執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者等、災害予防責任者が自主的に訓練計画を策定し、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

## 2 防災訓練の内容

防災訓練は、図上訓練と実地訓練の2種とし、関係機関との緊密な連携協議のうえ訓練計画を作成し実施するものとする。また、高齢者、障害者等の災害時要援護者を考慮した実践的な訓練になるようにする。

## (1) 図上訓練

各種災害に対する応急対策訓練を図上において実施する。

## (2) 実地訓練

訓練の成果を最も効果的にするために、次の実施訓練を行うものとする。

## ア 水防訓練

水防工法、樋門等の操作、水位・雨量観測、一般住民の動員、水防資機材の輸送、広報・通報伝達などのほか、消防機関に要請して職・団員の動員を折り込んだ訓練を実施する。

## イ 消防訓練

消防機関の出動、近隣市町村の応援要請、避難・立退き、救出救助・消火の指揮系統の確立、広報・情報連絡などを折り込んだ訓練を実施する。

## ウ 避難訓練

水防訓練と消防訓練を合わせて、避難の指示・伝達方法、避難の誘導、避難所の防疫、給水・給食などを折り込んだ訓練を実施する。

## エ 災害通信訓練

主通信・副通信をそれぞれ組み合わせ、あらゆる想定のもとに訓練を実施する。

## オ 非常招集訓練

災害対策本部各班員・消防機関の招集訓練を行う。

## カ 総合訓練

あらゆる災害を想定して、これらの訓練を包含した総合訓練を実施する。

## キ その他防災に関する訓練

林野火災、地震等、その他火災時における連絡、消火及び救助等を想定し、訓練を実施する。

## (3) 訓練の評価

訓練終了後は関係機関と連絡調整を図り、成果等について評価・検討を行うものとする。



## 第8節 避難体制整備計画

災害から住民の生命、身体を保護するための避難場所及び避難所の確保及び整備等に関する計画は、次のとおりである。

**1 避難場所及び避難所**

本町における緊急避難のための一時避難場所及び収容避難のための避難所は別表のとおりとする。

**(1) 一時避難場所**

避難者が一時的に集合し様子を見る場所とし、安全がある程度確保されるスペースがあり、ボランティア等の活動拠点ともなる公園、緑地、学校のグラウンド等。

**(2) 避難所**

被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を一時的に収容し保護する学校、公民館等。

**2 避難場所及び避難所の選定要件**

指定されている避難場所及び避難所が災害により使用不能な場合又は避難場所及び避難所の指定の見直しを図る場合は、次の点に留意して選定するものとする。

**(1) 避難場所の選定要件**

ア 火災からの避難を考え、公園、緑地、グラウンド（校庭を含む）、公共空地など空間を十分確保できること。

イ 崖崩れや浸水などの危険のないこと。

ウ 付近に危険物等が設置されていないこと。

**(2) 避難所の選定要件**

ア 救援、救護活動を実施することが可能な地域であること。

イ 津波、浸水等の被害のおそれがないこと。

ウ 給水、給食等の援助活動が可能であること。

エ 地割れ、崖崩れ等が予想されない地盤地質地域であること。

オ 耐震構造で倒壊、損壊などのおそれがないこと。

カ その他罹災者が生活する上で町が適当と認める場所であること。

**3 避難路の指定**

町は、避難場所及び避難所の指定に併せ、市街地の状況等に応じて次の基準により避難路を選定・整備し、確保する。

なお、河川周辺等における危険が予想される地域については、浸水等に対する避難路の選定・整備を図る。

(1) 避難路は、一定の幅員を有するもの

(2) 避難路は、相互に交差しないよう考慮する。

(3) 避難路には、火災、爆発等の危険の大きい工場等がないよう配慮する。

(4) 避難路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。

(5) 避難路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して行う。

#### 4 避難場所、避難所、避難路の住民への周知

町は、次の事項について広報を行い、住民の避難に関する知識の周知徹底を図る。

- (1) 避難場所、避難所の名称、所在地及び避難路
- (2) 平常時における避難のための知識
- (3) 避難時における知識
- (4) 避難後の心得

#### 5 避難計画の作成

町は、住民、特に高齢者、障害者等の災害時要援護者が災害において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

- (1) 避難勧告又は指示を行う基準及び伝達方法
- (2) 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 避難場所への経路及び誘導方法
- (4) 避難場所の開設に伴う罹災者救護処置に関する事項
  - ア 給水措置
  - イ 給食措置
  - ウ 毛布、寝具等の支給
  - エ 衣料、日常必需品の支給
  - オ 負傷者に対する応急救護
- (5) 避難場所の管理に関する事項
  - ア 避難中の秩序維持
  - イ 避難者数の適時的確な把握
  - ウ 避難住民に対する災害情報の伝達
  - エ 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
  - オ 避難住民に対する各種相談業務
- (6) 避難に関する広報
  - ア 行政防災無線による周知
  - イ 広報車による周知
  - ウ 避難誘導者による現地広報
  - エ 住民組織を通ずる広報

#### 6 防災上重要な施設の管理者

学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- (1) 避難の場所
- (2) 経路
- (3) 移送の方法
- (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法

## (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法

## 避難所及び避難場所

## 一時避難場所

(平成27年10月1日現在)

番号	施設名	所在地	敷地面積 (㎡)	管理者	電話
1	旧臼谷小学校グラウンド	字臼谷	3,640		
2	小平海洋センターグラウンド	字小平町	14,417	町長	56-2111 56-1216
3	小平幼稚園グラウンド	字小平町	3,500	園長	56-2155
4	小平小学校グラウンド	字小平町	13,044	学校長	56-2822
5	小平中学校グラウンド	字小平町	20,386	学校長	56-2225
6	中央公園	字小平町	8,600	町長	56-2111
7	望洋台キャンプ場	字小平町	10,000	町長	56-2111
8	旧本郷小・中学校グラウンド	字本郷	11,683		
9	旧寧楽小学校グラウンド	字寧楽	6,427		
10	達布いきいきデイサービスセンター前広場	字達布	728	町長	58-1350
11	旧達布小・中学校グラウンド	字達布	11,497		
12	北海道小平高等養護学校グラウンド	字鬼鹿田代	10,425	学校長	57-1203
13	鬼鹿小学校グラウンド	字鬼鹿田代	6,347	学校長	57-1160
14	旧鬼鹿中学校グラウンド	字鬼鹿田代	7,048		
15	おにしか更生園グラウンド	字鬼鹿田代	6,000	園長	57-1321

## 避難所

(平成27年10月1日現在)

番号	地区名	避難所名	収容人員	給食	給水	構造	所在地	管理者	電話
----	-----	------	------	----	----	----	-----	-----	----

第4章 災害予防計画

1	白谷	白谷福祉会館	65	可	可	木造	字白谷	町内会長	56-2357
2	白谷	白谷寿の家	19	可	可	木造	字白谷	白谷老人クラブ会長	
3	小平	小平町健康福祉センター	190	可	可	鉄筋	字小平町	町長	56-2111
4	小平	小平町文化交流センター	415	可	可	鉄筋	字小平町	教育委員会	56-9500
5	小平	小平海洋センター	445	可	可	鉄筋	字小平町	海洋センター所長	59-1216
6	小平	小平幼稚園	188	可	可	木造	字小平町	園長	56-2155
7	小平	小平小学校	215	可	可	鉄筋	字小平町	学校長	56-2822
8	小平	小平中学校	227	可	可	鉄筋	字小平町	学校長	56-2225
9	高砂	高砂地区多目的集会施設	6	可	可	木造	字小平町	営農集団長	
10	富里	富里農作業休憩施設	31	可	可	木造	字富里	営農集団長	56-2761
11	本郷	本郷地区集落センター	33	可	可	木造	字本郷	営農集団長	59-1106
12	本郷	観音寺	42	可	可	木造	字本郷	住職	56-2271
13	桑園	桑園集会所	10	可	可	木造	字桑園	町内会長	
14	菊岡 豊岡	折真布集会所	10	可	可	木造	字菊岡	町内会長	
15	沖内	沖内地域総合センター	18	可	可	木造	字沖内	町内会長	

番号	地区名	避難所名	収容人員	給食	給水	構造	所在地	管理者	電話
16	平和	平和農作業管理休養施設	13	可	可	木造	字平和	町内会長	59-1545

第4章 災害予防計画

17	寧楽	寧楽母と子の家	2 2	可	可	木造	字寧楽	町内会長	58-1301
18	住吉	住吉生活改善センター	4 0	可	可	木造	字住吉	営農集団長	58-1425
19	達布	達布活性化センター	1 3 0	可	可	鉄骨	字達布	町長	56-2111
20	達布	達布いきいきデイサービスセンター	1 2 8	可	可	布コンクリート	字達布	町長	56-2111
21	達布	達布集落センター	1 6	可	可	木造	字達布	営農集団長	58-1935
22	滝下	滝下農作業管理休養施設	1 6	可	可	木造	字滝下	営農集団長	
23	大楸	大楸多目的集会施設	2 2	可	可	木造	字大楸	町内会長	59-1911
24	広富	広富生活館	1 9	可	可	木造	字鬼鹿広富	町内会長	
25	港町・田代・元浜	鬼鹿公民館	1 2 1	可	可	鉄筋	字鬼鹿港町	公民館長	57-1350
26	港町・田代・元浜	鬼鹿母と子の家	4 4	可	可	木造	字鬼鹿港町	鬼鹿老人クラブ会長	
27	港町・田代・元浜	鬼鹿幼稚園	1 4 0	可	可	木造	字鬼鹿港町	園長	57-1353
28	港町・田代・元浜	鬼鹿小学校	1 6 8	可	可	鉄骨	字鬼鹿田代	学校長	57-1160
29	港町・田代・元浜	おにしか更生園	1 0 0	可	可	鉄骨・鉄筋コンクリート	字鬼鹿田代	園長	57-1321

番号	地区名	避難所名	収容人員	給食	給水	構造	所在地	管理者	電話
30	港町・田代・元浜	北海道小平高等養護学校	170	否	可	鉄骨	字鬼鹿田代	学校長	57-1203
31	港町・田代・元浜	巖島神社	21	可	可	木造	字鬼鹿港町	神主	57-1615
32	田代	田代多目的集会施設	13	可	可	木造	字鬼鹿田代	営農集団長	57-1167
33	千松	千松会館	19	可	可	木造	字鬼鹿千松	町内会長	
34	豊浜	豊浜集落センター	23	可	可	木造	字鬼鹿豊浜	町内会長	

## 第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

## 第1 基本方針

災害発生時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者が被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、町は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

## 第2 安全対策

## 1 町の対策

町は、関係各課の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握するとともに、次の事項に配慮の上、避難行動要支援者名簿の更新を行うとともに避難支援計画の策定に努める。

また、消防、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している小平町社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援体制の整備を推進する。

## (1) 要配慮者の実態把握

町は、要配慮者について、要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握する。

## (2) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有

町は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者（避難行動要支援者）について、次の事項に留意の上、避難行動要支援者名簿を作成する。

## ア 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者は、次のいずれかに該当する者とする（施設入所者、長期入院者等を除く。）。

- (ア) 要介護3～5を受けている者
- (イ) 身体障害者手帳1又は2級を所持する者
- (ウ) 療育手帳A判定を所持する者
- (エ) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- (オ) その他支援が必要と認められる者
- (カ) その他主管課が必要と認める者

## イ 避難行動要支援者名簿に記載する情報

避難行動要支援者名簿には、次の個人情報を記載し、又は記録する。

- (ア) 氏名（ふりがな）
- (イ) 生年月日（年齢）
- (ウ) 性別
- (エ) 郵便番号
- (オ) 住所又は居所
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) その他必要な情報

## ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

## (ア) 町における情報の集約

町長は、基本法第49条の10第3項に基づき、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特

定された利用の目的以外のために内部で利用することができる。

避難行動要支援者名簿の作成に当たっては、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努めるものとし、その際は、要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握する。

(イ) 道等からの情報の取得

難病患者に係る情報等、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、知事その他の者に対して、情報提供を求め、必要な情報の取得に努める。

なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にする。

エ 避難行動要支援者名簿の更新及び情報共有

避難行動要支援者名簿の情報については、適宜最新の状態に保つよう努めるとともに、その情報を町、避難支援等関係者間で共有する。

(3) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者について、避難支援等関係者に名簿を提供するとともに、名簿情報の漏えいの防止等情報管理に関し、必要な措置を講ずる。

避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供に当たっては、同意を得る際に十分な説明を行うほか、同意能力のない者に対しては、家族等の第三者による意思確認等、必要な配慮を行う。

なお、避難行動要支援者名簿は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町長が、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために、特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(4) 個人情報の漏えいを防止するための措置

町は、避難行動要支援者名簿の個人情報を適正に管理するため、次に掲げる措置を講ずる。

ア 避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる避難支援等関係者に限り提供する。

イ 提供した名簿が必要以上に複製されないよう指導するなど、名簿の提供を受ける者に対して名簿の情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求める。

ウ 名簿情報を提供することに同意しない者については、町内部でのみ名簿情報を利用する。ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するため、特に必要があると認めるときは、避難行動要支援者の同意を得ることなく、避難支援等の実施に必要な限度において、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供する。

なお、この場合においても、上記イで定める措置のほか、廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求める。

(5) 個別計画の策定

町は、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、発災時に避難支援を行う援助者や避難支援の方法、避難場所、避難経路等、具体的な避難方法等についての個別計画を策定するよう努める。

(6) 避難行動支援に係る地域防災力の向上



町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

なお、避難訓練の際には、避難行動要支援者の参加を呼びかけるとともに、避難行動要支援者の支援活動の中心となるヘルパー等の福祉活動に従事する者や近隣の地域住民、ボランティア組織、町内会等地域組織の育成に努める。

(7) 福祉避難所の指定

町は、社会福祉施設等の施設を活用し、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

2 社会福祉施設等の対策

(1) 防災設備等の整備

社会福祉施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設管理者は、施設の災害に対する安全性の向上に努める。

また、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。特に、夜間における留萌消防組合等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から町との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、留萌消防組合等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、町の指導の下に緊急連絡体制を整える。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

第3 外国人に対する対策

町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、道と連携の下、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、住民登録等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

- 1 多言語における広報の充実
- 2 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- 3 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

第10節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止並びに災害発生時の被害を最小限にとどめるためには、防災機関が総力を挙げて対策にあたるが、同時に住民一人ひとりが、災害について十分防災意識をもち、家庭、職場、地域等においてもその自発的防災活動を効果的に行うため、自治会及び事業所等による自主防災組織作りを推進し、平常時及び災害時における自主防災活動が円滑に行われるように指導する。

## 1 自主防災組織の編成

自主防災組織はその機能を十分に発揮するために、あらかじめ組織内に役割分担を定めておくこととする。

なお、組織の編成にあたっては、地域の実情に応じて次の点に配慮するものとする。

- (1) 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。
- (2) 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

## 2 自主防災組織の活動

### (1) 平常時の活動

#### ア 防災知識の普及と習得

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切なので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

#### イ 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には個別訓練と総合訓練があるが、本町の地域特性を考慮した訓練とする。

##### (ア) 情報収集伝達訓練

防災機関から情報を正確かつ迅速に地域住民に対して伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

##### (イ) 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

##### (ウ) 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

##### (エ) 救出・救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

#### ウ 地域、家庭の安全点検

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

#### エ 防災用資機材の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

(2) 非常時及び災害時の活動

ア 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を定めておくこととする。

- ・連絡をとる防災関係機関
- ・防災関係機関との連絡のための手段
- ・防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者ルート。

また、避難場所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止にあたる。

イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い初期消火に努める。

ウ 救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、町等に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

エ 避難の実施

町長から避難勧告、指示が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、火災、がけ崩れ、地すべり等に注意しながら迅速かつ円滑に避難場所へ誘導する。

なお、高齢者、幼児、病人その他自力で避難することが困難な者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

オ 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要になってくる。これらの活動を円滑に行うためには組織的な活動が必要になるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

## 第11節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難路の保持等に支障を生じることが懸念される。このため、町では積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

**1 積雪対策の推進**

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的・長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、道、防災関係機関と相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害防止に努める。

**2 交通の確保****(1) 道路交通の確保**

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが必要である。

このため、道路管理者たる町、留萌開発建設部、留萌振興局（留萌建設管理部）は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

**ア 除雪体制の強化**

(ア)道路管理者は、国道、道道、町道の整合性のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に各々の除雪計画を策定する。

(イ)道路管理者は、除雪体制の向上を図るため除雪関係機械の整備を進める。

**イ 積雪寒冷地に適した道路整備の促進**

(ア)道路管理者は、冬期交通の確保を図るため道路の整備や施設の整備を推進する。

(イ)道路管理者は、吹雪等による交通障害を予防するため、防雪対策の促進を図る。

**3 雪に強いまちづくりの推進****(1) 家屋倒壊の防止**

住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力で屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

**(2) 積雪期における避難場所、避難路の確保**

積雪期における避難所、避難路の確保に努める。

**4 寒冷地対策の推進****(1) 避難所対策**

避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか積雪期を想定した資機材(長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等)の備蓄に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常用電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

(2) 被災者及び避難者対策

被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

## 第12節 食糧等の調達・確保及び防災資機材等の整備

町は、災害時において住民の生活を確保するため、食糧、飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備に努めるものとする。

### 1 食糧等の確保

(1) あらかじめ食糧販売業者と食糧調達に関する協定を締結するなど、備蓄・調達体制を備し、災害時における食糧の確保に努めるものとする。

また、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に努めるものとする。

(2) 防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し2・3日分の食糧及び飲料水の備蓄に努めるよう啓発を行うものとする。

### 2 防災資機材の整備

災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具等の整備に努める。